

## 平成31年小野町議会定例会3月会議

### 議事日程（第3号）

平成31年3月15日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）  
〔討論、採決、以下日程9まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 2号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成30年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成30年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成30年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成30年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成30年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 8号 平成31年度小野町一般会計予算  
〔討論、採決、以下日程第16まで同じ〕
- 日程第11 議案第 9号 平成31年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成31年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成31年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成31年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成31年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成31年度小野町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
〔討論、採決、以下日程第26まで同じ〕
- 日程第18 議案第16号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 小野町公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 小野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 小野町上水道布設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 小野町道路線の認定について

[討論、採決、以下日程第28まで同じ]

日程第28 議案第26号 小野町道路線の変更について

日程第29 請願・陳情の採択、不採択の決定

日程第30 特別委員会委員長の中間報告

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで議事日程に同じ

(追加)

追加日程第1 議員提出議案第1号 小野町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第2 議員提出議案第2号 議員派遣について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第3 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

---

#### 出席議員(12名)

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	村上昭一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	先崎福夫君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	吉 田 浩 祥	次	長 二 瓶	淳
書	記 先 崎 勝 人	書	記 吉 田 靖 章	

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから、平成31年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、佐・登委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 佐・登君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（佐・登君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

平成31年小野町議会定例会3月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、籠田良作委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 籠田良作君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 平成31年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会より最近のガソリン価格の変動など職員の通勤事情を踏まえ、手当額について検討する必要がある旨の報告を受け、県において見直しが見られることから、当町においても県と同様に、自動

車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当について、その限度額を月額5万2,500円から5万9,900円に引き上げを行うもので、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第17号 小野町公共物管理条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%の税率に引き上げられることに伴い、公共の土地等の占用料等に乗じる率を改正するもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の占用の期間に係る料金より適用するものであります。

本案について、対象となる公共物の件数などについて質疑がありました。

次に、議案第18号 小野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第17号同様、行政財産の使用料に乗じる率を改正するもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の使用の期間に係る料金より適用するものであります。

以上が、平成31年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

5番、田村弘文委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 田村弘文君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（田村弘文君） 平成31年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第16号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成32年4月に小学校が統合され、放課後児童クラブで現在利用している小野新町小学校西校舎の空き教室がなくなることに伴い、実施場所を小野新町小学校から小野町勤労青少年ホームに移動するため、関連する条例の一部を改正するもので、平成31年7月22日から施行するものであります。

委員からは、実施場所の変更に伴い必要となる改修について、また、小学校が統合した後でも同会場で実施できるのか等の質疑がありました。

次に、議案第19号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、消費税法の改正により、消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、浄化槽使用料

の消費税相当分を引き上げるもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の使用期間に係る使用料から適用するものであります。

次に、議案第20号 小野町上水道布設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、前号同様、消費税法の改正に伴い上水道布設工事分担金の額を引き上げるもので、平成31年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第21号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、前号同様、小野町水道事業が消費税課税対象事業であることから、給水料金及びメーター器使用料に係る消費税相当分を引き上げるもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の使用期間に係る料金より適用するものであります。

次に、議案第22号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、前号同様、道路の占用の期間が1カ月に満たないものについての占用料の消費税相当分を引き上げるもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の占用の期間に係る料金より適用するものであります。

次に、議案第23号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に係る規定の整備を目的に一部改正するもので、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、老朽化等に伴い町営住宅の解体を行ったことから、住宅管理戸数を改めるものであります。

具体的には、公営住宅法に基づき設置した住宅戸数について、槻木内S団地の戸数を5戸から1戸に改め、合計の団地戸数を243戸から239戸に、公営住宅法に基づかないで設置した住宅戸数について、七生根団地の戸数を3戸から2戸に改め、合計の団地戸数を10戸から9戸に改めるものであり、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第25号 小野町道路線の認定について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案につきましては、大字皮籠石字鶴庭地内に整備を進めていた道路工事が完了したことから、町道路線への新規認定を行うため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 小野町道路線の変更について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案につきましては、大字谷津作字鬼石地内の町道鬼石線の拡幅工事が完了し、既に認定されている路線の延伸が図られたことから、適切な道路管理を目的に、道路法第10条第2項及び第3項の規定により変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、福島県の最低賃金が時間額772円と、全国でも31番目の低い水準にあり、このような全国水準との乖離を是正することは、県内の労働者や生活者のセーフティネット強化や内需拡大につながることはもとより、県内の人手不足の解消や生産年齢人口の流出の抑制に効果があることが明らかであることから、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書の提出を求めるものです。

委員からは、最低賃金を上げるのはよいことであるが、都市部と地方の景気に格差が生じている中で、一律に最低賃金を上げるのは雇用する側には厳しいのではないかなどの意見が出されました。

以上が、平成31年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

---

#### ◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第1号～議案第7号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）から日程第9、議案第7号 平成30年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第1号から議案第7号まで7議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号までの討論を終わります。

---

**◎議案第1号の採決**

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第2号～議案第7号の採決**

○議長（村上昭正君） 次に、議案第2号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第7号 平成30年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第7号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第8号～議案第14号の討論**

○議長（村上昭正君） 日程第10、議案第8号 平成31年度小野町一般会計予算から日程第16、議案第14号 平成31年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第8号から議案第14号まで7議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第14号までの討論を終わります。



---

◎議案第8号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第8号 平成31年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第8号 平成31年度小野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号～議案第14号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第9号 平成31年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第14号 平成31年度小野町水道事業会計予算まで6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第14号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号～議案第24号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第17、議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第26、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまで10議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第15号から議案第24号までの10議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第24号までの討論を終わります。

---

◎議案第15号～議案第24号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまで10議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第24号までの10議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号～議案第26号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第27、議案第25号 小野町道路線の認定についてから日程第28、議案第26号 小野町道路線の変更についてまで2議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第25号から議案第26号までの2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第26号までの討論を終わります。

---

◎議案第25号～議案第26号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第25号 小野町道路線の認定についてから議案第26号 小野町道路線の変更についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第26号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第29、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会委員長より報告のあった、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、採択とする厚生産業常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号については採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第30、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員会委員長。

2番、会田明生委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 会田明生君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（会田明生君） 平成31年小野町議会定例会3月会議において、企業対策特別委員会の活動についての中間報告を申し上げます。

去る3月12日、村上議長にご同席をいただき、企画政策課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、企画政策課長より、南田原井地内太陽光発電事業に伴い発生する砂ぼこりの相談対応、株式会社アブクマの本社が小野町に移転した件及び福島県立小野高等学校の進路決定状況について説明を受けました。

小野高等学校については、進学決定率、就職の学校紹介内定率ともに100%の状況となったとのことであり、町内企業からも12名の内定が出されているとのことでありました。

委員よりは、企業立地懇談会の開催状況や太陽光発電などの開発行為に対し、町独自に条例で規制をかけることなどの質問が出されましたが、開発行為に対する県の許認可事項以外に、町としては、事業者との協定により環境保全の遵守を履行させている状況であり、更なる独自規制については、今後、その適否を含め、調査・検討を行いたいとのことでありました。

なお、担当課退席の後、各委員より小学校統合を見据えた廃校施設の活用策、商業施設の空き店舗対策や街中のにぎわい創出、新たに事業を始める方々への起業、創業支援策などについて意見を交わしましたが、今後の委員会活動として、統計データの分析や、町内や隣接自治体の企業訪問、先進事例調査などを行いながら、諸課題解決のため、当委員会としての提案も取りまとめていくこととしました。

以上が当委員会の中間報告であります。引き続き、委員会活動を積極的に行い、企業誘致と既存企業の育成に精力的に取り組むことを申し添え、報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

3番、竹川里志委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（竹川里志君） 平成31年小野町議会定例会3月会議において、議会改革特別委員会の活動内容について中間報告をいたします。

去る12月21日、1月10日、1月23日、2月12日、3月4日及び3月15日の6日間、議会改革特別委員会専門部会を開催いたしました。

定例会12月会議以降に開催した6回の特別委員会専門部会において、議会基本条例の素案づくりの作業を進めました。

なお、2月12日及び3月15日の特別委員会専門部会には、議長と副議長にご同席いただき、素案に対するアドバイスをいただきました。

今後、特別委員会専門部会での素案が完成し次第、特別委員会全体での議論、町との協議や調整、専門家からの助言等をいただくことにいたしました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたしますが、今後も引き続き、当特別委員会の所管事項の調査・検討活動を精力的に行い、積極的に議会改革に取り組んで参りますことを申し添え、報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、公共施設検討特別委員会の報告を求めます。

公共施設検討特別委員会委員長。

9番、久野峻委員長。

〔公共施設検討特別委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○公共施設検討特別委員会委員長（久野 峻君） 平成31年小野町議会定例会3月会議において、公共施設検討特別委員会の活動内容について中間報告をいたします。

初めに、去る2月12日、認定こども園の整備に係る質問事項に対する回答内容の説明を受けるために、子育て支援課長等の出席のもと特別委員会を開催いたしました。

各委員からは、現在勤務している保育士等の職員に係る処遇や、民設民営となった場合の派遣となる職員の給与、送迎バスの運行などについて、質疑・意見がありました。

協議の結果、次回の会議において、今回の会議で保留となった質問への回答内容の説明を行った後、運営方を公設公営か民設民営で進めるかについて決をとることに決定いたしました。

次に、2月28日、認定こども園整備について説明を受けるため、子育て支援課長等の出席のもと特別委員会を開催いたしました。

子育て支援課長より、前回の会議での質問に対する回答や民設民営となった場合の民間事業者の募集要項について説明を受けました。

各委員からは、送迎バスの運行や職員の派遣などについて、質疑・意見がありました。また、募集要項につ

いては、審査委員会の内容、地上権の設定、諸条件に対する業者からの回答の方法、保育料以外の費用負担の内容、新たに法人となる事業者に対する財務状況の審査方法及び職員の身分などについて、質疑・要望がありました。説明を受けた中で、土地の取得に関する課題があることが判明したことから、運営方式の決は、次回の会議で諮ることとしました。

次に、3月4日、認定こども園整備について説明を受けるため、子育て支援課長等の出席のもと特別委員会を開催いたしました。

子育て支援課長より、前回の土地取得に係る課題への対応等について説明を受けました。

各委員からは、認定こども園整備に係る議論が不十分との意見がありました。

特別委員会としましては、質問に対する回答の内容が変わるなど、認定こども園を整備するための基本的な考え方に整理されていない部分が多々見受けられることから、町が主体性を持った進め方ができるよう、資料の整備や保護者を初めとする町民への説明会の早期開催、公募のための募集要項への意見の反映、職員の処遇について等、諸課題について引き続き協議していくこととしました。

なお、議論が不足しているため、現時点での同意については反対の委員がおりましたが、土地取得が差し迫っていることから、委員会としては、民設民営で進めることを了承いたしました。

町内に一つとなる幼児教育施設が、よりよいものになるよう、今後とも協議を進めることといたしました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたしますが、今後も引き続き、所管事項の調査・検討活動を精力的に行って参りますことを申し添え、報告といたします。

---

#### ◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより、追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時08分

○議長（村上昭正君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの議案を配付いたしました。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） なければ再開いたします。

---

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 小野町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 小野町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

○4番（宗像芳男君） 議員提出議案第1号 小野町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成31年3月15日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、籠田良作、同じく久野峻、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

会議を傍聴する手続きについては、傍聴人受付簿へ必要事項の記載をすることとしているが、個人情報保護の観点から傍聴人受付票に記載する方法に変更したいため、本規則の改正案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 小野町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 小野町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 議員派遣について、6番、籠田良作議員の説明を求めます。

6番、籠田良作議員。

〔6番 籠田良作君登壇〕

○6番（籠田良作君） 議員提出議案第2号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成31年3月15日提出。

提出者、籠田良作、賛成者、宗像芳男、同じく久野峻、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第2号の質疑

- 議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。  
議員提出議案第2号 議員派遣について、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。  
したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第2号の討論

- 議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。  
議員提出議案第2号を討論に付します。  
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。  
したがって、討論を終わります。

---

◎議員提出議案第2号の採決

- 議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。  
議員提出議案第2号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。  
したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第3号の上程、説明

- 議長（村上昭正君） 追加日程第3、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意



見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。

3番、竹川里志議員。

〔3番 竹川里志君登壇〕

○3番（竹川里志君） 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成31年3月15日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、田村弘文、同じく佐・登、同じく久野峻の各議員であります。

提案理由、福島県最低賃金の引き上げにより、全国水準との乖離を是正することは、福島県内の労働者・生活者のセーフティネットの強化や内需拡大はもとより、人手不足解消、生産年齢人口流出の抑制に効果があることは明らかである。ついては、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

---

#### ◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第3号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書については、厚生産業常任委員会委員長から賛成多数との報告がありました。

本案は、起立により採決することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については、起立により採決いたします。

議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（村上昭正君） 起立多数であります。

したがって、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで、定例会3月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会3月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、新年度当初予算を初め、いずれも重要案件の審議でありましたが、熱心なるご審議をいただき、全議案議了することができました。

また、本年5月の歴史的な皇位継承により、本定例会が平成最後の定例会となりましたが、執行部におかれましては、3名の議員からの一般質問を初め委員会での各議員の発言趣旨を十二分に踏まえられ、新年度予算の執行を初め、新しい時代の町政進展のため、引き続きのご努力をお願い申し上げます。

日増しに春めいて参りましたが、年度末を迎え何かと気ぜわしい時期でもあるかと思えます。議員各位並びに執行部の皆様方には健康管理に十分留意され、ますますご活躍されますことをお願い申し上げ、本定例会閉

会の挨拶といたします。

大変お疲れさまでした。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があれば、それを許します。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成31年小野町議会定例会3月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例議会は、平成30年度一般会計ほか各会計補正予算案件7件、平成31年度一般会計ほか各会計当初予算案件7件、条例の一部改正案件10件、町道路線の認定、変更案件2件、合計26件をご提案申し上げたところですが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、ご議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

今議会においての多岐にわたるご質問や、審議の過程で頂戴いたしました議員各位からの様々なご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正な予算執行、町政運営に努める所存であります。ことしは、前にも申し上げましたが、新たな時代が幕をあけます。この新しい時代を迎える中で町の将来をしっかりと見据え、持続発展し続けるために、スタートから2年目を迎える総合計画に掲げる主要プロジェクトを柱として、人口減少速度の減速を図るとともに、町の魅力向上や町民が望むまちづくりを目指し、着実に歩みを進めて参る所存でありますので、今後とも忌憚のないご意見やご指導、ご協力をお願いしたいと存じます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時22分